

平成 25 年度

一般会計 予算書
特別会計

御 所 市

議 第 号

平成25年度 御所市一般会計予算

平成25年度御所市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,910,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月7日 提出

御 所 市 長 東 川 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市税		3,001,080
	1 市民税	1,243,106
	2 固定資産税	1,314,634
	3 軽自動車税	64,340
	4 市たばこ税	282,603
	5 都市計画税	96,397
2 地方譲与税		104,000
	1 地方揮発油譲与税	32,000
	2 自動車重量譲与税	72,000
3 利子割交付金		10,000
	1 利子割交付金	10,000
4 配当割交付金		12,300
	1 配当割交付金	12,300
5 株式等譲渡所得割交付金		2,500
	1 株式等譲渡所得割交付金	2,500
6 地方消費税交付金		226,000
	1 地方消費税交付金	226,000
7 ゴルフ場利用税交付金		16,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	16,000
8 自動車取得税交付金		29,300
	1 自動車取得税交付金	29,300
9 地方特例交付金		5,238
	1 地方特例交付金	5,238
10 地方交付税		5,050,000
	1 地方交付税	5,050,000
11 交通安全対策特別交付金		4,166
	1 交通安全対策特別交付金	4,166
12 分担金及び負担金		103,260

(単位 千円)

款	項	金額
	1 負担金	102,848
	2 分担金	412
13 使用料及び手数料		411,334
	1 使用料	307,613
	2 手数料	103,721
14 国庫支出金		1,790,030
	1 国庫負担金	1,632,900
	2 国庫補助金	149,756
	3 国庫委託金	7,374
15 県支出金		706,433
	1 県負担金	393,262
	2 県補助金	252,670
	3 県委託金	60,501
16 財産収入		51,825
	1 財産運用収入	4,888
	2 財産売払収入	46,937
17 寄附金		18,232
	1 寄附金	18,232
18 繰入金		72,006
	1 基金繰入金	69,241
	2 他会計繰入金	2,765
19 諸収入		763,696
	1 延滞金・加算金及び過料	4,000
	2 市預金利子	288
	3 貸付金元利収入	69
	4 介護予防サービス計画費収入	16,608
	5 旧老人保健医療費支払基金交付金	301
	6 雑入	742,430

(単位 千円)

款	項	金額
20 市債		3,532,600
	1 市債	3,532,600
歳入	合計	15,910,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		177,465
	1 議会費	177,465
2 総務費		3,864,991
	1 総務管理費	3,555,974
	2 徴税費	188,724
	3 戸籍住民基本台帳費	66,939
	4 選挙費	29,514
	5 統計調査費	4,988
	6 監査委員費	18,852
3 民生費		4,497,183
	1 社会福祉費	1,707,227
	2 児童福祉費	1,362,873
	3 生活保護費	1,427,083
4 衛生費		2,638,374
	1 保健衛生費	549,257
	2 清掃費	2,089,117
5 農林業費		106,161
	1 農業費	98,760
	2 林業費	7,401
6 商工費		164,132
	1 商工費	164,132
7 土木費		891,540

(単位 千円)

款	項	金額
	1 土木管理費	80,677
	2 道路橋梁費	208,671
	3 河川費	15,160
	4 都市計画費	486,303
	5 住宅費	100,729
8 消防費		416,278
	1 消防費	416,278
9 教育費		840,396
	1 教育総務費	88,044
	2 小学校費	141,876
	3 中学校費	95,287
	4 幼稚園費	41,201
	5 社会教育費	235,893
	6 人権教育費	51,927
	7 保健体育費	186,168
10 災害復旧費		30
	1 土木施設災害復旧費	30
11 公債費		2,293,450
	1 公債費	2,293,450
12 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	15,910,000

第2表債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (単位:千円)
御所市土地開発公社の金融機関等からの融資に対する債務保証	自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日	3,000,000
議会速記及び会議録作成	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 5 月 31 日	予算に定める額
市民税データ入力作業	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 4 月 30 日	180
基幹システム更改経費	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日	予算に定める額
財務会計システムリース	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	6,297
広報編集機器リース	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 8 月 31 日	予算に定める額
戸籍電算化関係経費	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 2 月 28 日	41,936
御所市議会議員選挙関係経費	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 4 月 30 日	予算に定める額
土地改良施設維持管理適正化事業負担金	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	1,249
学校用コンピューターリース	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 8 月 31 日	85,541
図書館業務委託	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	13,535
広報ごせ印刷	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	予算に定める額
がん検診業務	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	予算に定める額

事 項	期 間	限 度 額 (単位:千円)
火葬業務	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	予算に定める額
産業振興センター清掃業務	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	予算に定める額
学校評価アンケートシステム委託料	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日	予算に定める額
語学指導業務	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	予算に定める額
通学バス運行	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	予算に定める額
消防設備保守点検	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	予算に定める額
学校施設給排水設備及び浄化槽保守点検	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	予算に定める額
文化財発掘調査委託	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	予算に定める額
アザレアホール清掃及び環境衛生管理業務	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	予算に定める額
アザレアホール照明音響等技術者派遣	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	予算に定める額
ごみ処理施設・老人福祉施設・給食センター用燃料	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	予算に定める額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	千円 526,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構については、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
第三セクター等改革推進	2,195,700	〃	〃	〃
退職手当債	80,800	〃	〃	〃
清掃運搬施設整備事業	15,700	〃	〃	〃
ごみ処理施設整備事業	612,100	〃	〃	〃
道路整備事業	89,700	〃	〃	〃
水路整備事業	12,600	〃	〃	〃
合計	3,532,600			

議 第 号

平成25年度 御所市国民健康保険事業特別会計予算

平成25年度御所市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,046,450千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月7日 提出

御 所 市 長 東 川 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		619,238
	1 国民健康保険税	619,238
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		1,553,441
	1 国庫負担金	776,009
	2 国庫補助金	777,432
4 療養給付費交付金		100,525
	1 療養給付費交付金	100,525
5 前期高齢者交付金		891,870
	1 前期高齢者交付金	891,870
6 県支出金		246,669
	1 県負担金	29,956
	2 県補助金	216,713
7 共同事業交付金		404,965
	1 共同事業交付金	404,965
8 繰入金		225,127
	1 他会計繰入金	225,127
9 諸収入		4,415
	1 延滞金	1,000
	2 預金利子	30
	3 雑入	3,145
	4 療養費等指定公費返還金	240
歳 入	合 計	4,046,450

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		62,378

(単位 千円)

款	項	金額
	1 総務管理費	56,343
	2 徴税費	6,025
	3 運営協議会費	10
2 保険給付費		2,743,922
	1 療養諸費	2,387,373
	2 高額療養費	336,700
	3 出産育児諸費	17,649
	4 葬祭諸費	2,160
	5 移送費	40
3 老人保健拠出金		1,029
	1 老人保健拠出金	1,029
4 共同事業拠出金		456,894
	1 共同事業拠出金	456,894
5 前期高齢者納付金等		807
	1 前期高齢者納付金等	807
6 後期高齢者支援金等		508,309
	1 後期高齢者支援金等	508,309
7 介護納付金		218,519
	1 介護納付金	218,519
8 保健事業費		43,774
	1 保健事業費	8,475
	2 特定健康診査等事業費	35,299
9 公債費		368
	1 公債費	368
10 諸支出金		3,450
	1 償還金及び還付加算金	3,210
	2 療養費等指定公費立替金	240
11 予備費		7,000

(単位 千円)

款	項	金額
	1 予備費	7, 0 0 0
歳	出 合 計	4, 0 4 6, 4 5 0

議 第 号

平成25年度 御所市学校給食費特別会計予算

平成25年度御所市学校給食費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 91,614千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月7日 提出

御 所 市 長 東 川 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 負担金		91,614
	1 負担金	91,614
歳入合計		91,614

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 給食費		91,614
	1 給食費	91,614
歳出合計		91,614

議 第 号

平成25年度 御所市国民宿舎葛城高原ロッジ特別会計予算

平成25年度御所市国民宿舎葛城高原ロッジ特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 113,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月7日 提出

御 所 市 長 東 川 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料		97,597
	1 使用料	97,597
2 諸収入		14,857
	1 諸収入	14,857
3 繰越金		546
	1 繰越金	546
歳 入 合 計		113,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		68,798
	1 総務管理費	68,798
2 事業費		43,902
	1 事業費	43,902
3 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		113,000

議 第 号

平成25年度 御所市下水道事業特別会計予算

平成25年度御所市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 874,254千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月7日 提出

御 所 市 長 東 川 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		7,000
	1 分担金	7,000
2 使用料及び手数料		90,471
	1 使用料	90,321
	2 手数料	150
3 国庫支出金		122,500
	1 国庫補助金	122,500
4 繰入金		405,683
	1 一般会計繰入金	405,683
5 市債		248,600
	1 市債	248,600
歳 入 合 計		874,254

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 下水道事業費		441,320
	1 下水道事業費	441,320
2 公債費		432,834
	1 公債費	432,834
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		874,254

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 111,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
特定環境保全公共下水道事業	78,600	〃	〃	〃
流域下水道事業	38,900	〃	〃	〃
下水道事業 特別措置分	20,000	〃	〃	〃
合 計	248,600			

議 第 号

平成25年度 御所市介護保険事業特別会計予算

平成25年度御所市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,301,062千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月7日 提出

御 所 市 長 東 川 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		544,803
	1 介護保険料	544,803
2 使用料及び手数料		44
	1 手数料	44
3 国庫支出金		820,372
	1 国庫負担金	561,656
	2 国庫補助金	258,716
4 支払基金交付金		928,362
	1 支払基金交付金	928,362
5 県支出金		481,161
	1 県負担金	472,750
	2 県補助金	8,411
6 繰入金		526,183
	1 一般会計繰入金	474,729
	2 基金繰入金	51,454
7 諸収入		137
	1 預金利子	31
	2 雑入	106
歳 入	合 計	3,301,062

歳出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		68,564
	1 総務管理費	38,669
	2 徴収費	2,067
	3 介護認定審査会費	27,828
2 保険給付費		3,182,790
	1 給付諸費	3,182,790

(単位 千円)

款	項	金額
3 地域支援事業費		49,427
	1 介護予防事業費	18,462
	2 包括的支援事業費・任意事業費	30,965
4 基金積立金		31
	1 基金積立金	31
5 諸支出金		250
	1 償還金及び還付加算金	250
歳出	合計	3,301,062

第2表債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (単位:千円)
介 護 用 品	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	予算に定める額

議 第 号

平成25年度 御所市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

平成25年度御所市後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 358,656千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月7日 提出

御 所 市 長 東 川 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		217,292
	1 後期高齢者医療保険料	217,292
2 使用料及び手数料		22
	1 手数料	22
3 繰入金		130,800
	1 他会計繰入金	130,800
4 諸収入		10,542
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 雑入	10,541
歳 入 合 計		358,656

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		19,216
	1 総務管理費	18,220
	2 徴収費	996
2 後期高齢者医療広域連合納付金		327,900
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	327,900
3 保健事業費		10,540
	1 健康保持増進事業費	10,540
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		358,656

